

消防計画作成（変更）届出書

① 年 月 日 ② 藤沢市消防長 藤沢市南・北消防署長 殿 ③ 防火 防災 管理者 住 所 _____ ④ 氏 名 _____ 別添のとおり、③ 防火 ⑤ 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。 防災		
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	⑥	
防火対象物 又は 所在地 建築物その他の工作物	⑦	
防火対象物 又は 名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）	⑧	
防火対象物 又は 用途 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	⑨	令別表第 1 （ ⑩ ） 項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	⑪	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	
※正・副 2 部必要となります		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

項 目	記 入 要 領
① 年月日	届出する年月日（西暦）を記入します。
② 宛先	防火対象物等を管轄する消防署長宛て（該当しない文字を横線で消す）とします。 国道１号線付近で南と北に分かれています、不明な場合はそのまま窓口まで ご持参ください。
③ 届出の標題	「防火」「防災」の文字については、該当しない文字を横線で消します。
④ 届出者	防火・防災管理者となっている者の住所（住民登録している現住所）、氏名を記 入します。
⑤ 作成（変更）	作成、変更のうち不要な文字を横線で消します。
⑥ 管理権原者	当該事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入します。
⑦ 所在地	当該防火対象物等の所在地（住所登録している住所）を記入します。
⑧ 名称	1 「〇〇ビル」など、当該防火対象物等の名称を記入します。 建物内の一部を占有している（テナントなど）場合は、建物名と併せて、 「〇階〇〇店」と記入してください。 2 名称を変更した場合は、変更後の名称を記入し、そのあとに括弧書きで 変更前の名称も記入してください。
⑨ 用途	当該防火対象物等の用途を「政令別表第１」に掲げる用途により「飲食店」、 「物販店」、「事務所」などと記入します。 一つの建物内に複数の用途が混在する場合は、「複合用途」と記入します。
⑩ 政令別表第１	前⑨欄に記入した当該対象物等の用途を「政令別表第１」に掲げる用途区分及 び項区分に従い、「３項（ロ）」、「４項」、「１５項」、「１６項（イ）」などのよ うに記入します。政令別表第１は次ページを参考にしてください。 ※ 不明な場合は受付窓口でご案内します。
⑪ その他必要な事項	計画の内容に変更がなく、防火・防災管理者や管理権原者のみ変更となる場合 は、この欄に変更となる内容と、変更前、変更後の氏名を記入してください。

【政令別表第1】

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場 等
	ロ	公会堂、集会所 等
(2) 項	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ その他これらに類するもの
	ロ	遊技場、ダンスホール 等
	ハ	性風俗営業店舗 等
	ニ	カラオケ 等
(3) 項	イ	待合、料理店 その他これらに類するもの
	ロ	飲食店 等
(4) 項		百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所 その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅 等
(6) 項	イ	病院、診療所又は助産所 等
	ロ	特養老人ホーム 等
	ハ	デイサービス、保育所 等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校 等
(7) 項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校 その他これらに類するもの
(8) 項		図書館、博物館、美術館 その他これらに類するもの
(9) 項	イ	特殊浴場 等（公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 その他これらに類するもの）
	ロ	一般浴場 等（9 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場）
(10) 項		駅舎 等
(11) 項		神社、寺院、教会 その他これらに類するもの
(12) 項	イ	工場又は作業場 等
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ 等
(13) 項	イ	自動車車庫又は駐車場 等
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫 等
(14) 項		倉庫 等
(15) 項		前各項に該当しない事業場（事務所、美容室 等）
(16) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16) 項の2		地下街
(16) 項の3		準地下街
(17) 項		文化財
(18) 項		延長 50 メートル以上のアーケード
(19) 項		市町村長の指定する山林
(20) 項		総務省令で定める舟車

…特定用途防火対象物

…非特定用途防火対象物